

自死への差別と偏見

❖自殺という言葉

自らを殺したという文字のイメージ、「殺す」「罪がある」「悪いこと」。

全ての根源はここにあると言っても過言ではない。

「穢れた死」「忌まわしい死」「おぞましい死」「祟りがある死」「怨念のある死」「弱い人の死」「身勝手な死」「逃げた死」「くたびれた死」「浮かばれない死」など、死者にむち打つような言葉で語られています。

❖自死した嫁の遺体はひきとらないという夫とその家族

嫁の実家に遺体を引き取らせ、葬儀にも参列しない。もちろん埋葬も供養もしない。子供がいる場合も同様。

自死するような嫁は恥であるという考え。

❖自死したひとの葬儀は、密かに行うようにという住職

普通に葬儀をしようとした家族に、菩提寺の坊さんが忠告

❖お祓い料の請求

怨霊扱い。

❖戒名の差別

49日までつけないとか「自戒」という文字を入れたり、自死の場合は院号は150万円出さないとつけられないとか自死の葬儀はしないと断る住職もいる。

❖自死は暗闇にいて浮かばれないという宗教者

❖民法上の重要事項説明義務。

賃貸物件の場合は自死は心理的瑕疵であり善管注意義務違反である

自死は、「目的物にまつわる嫌悪すべき歴史的背景に起因する心理的欠陥がある」場合も含まれるという民法570条の瑕疵担保責任に該当。

このことにより 過大解釈が横行し、配管や壁紙、風呂場やトイレ、台所、エアコン等々全面改装の請求や、建物全体と取り壊し費用や、建て替え費用の請求も多くみられる。

また、部屋で亡くなっていない場合（マンションの玄関や、エレベーターの前や病院に搬送され亡くなったのが病院であつても）でも、部屋に住んでいた人が自死したというだけで、全面改装の請求や気味が悪いから近隣住民と大家への慰謝料の請求もある。

亡くなった部屋と、もともと住んでいない部屋の家賃を次の人が決まるまで永久に支払うようにという請求もある。

飛び降りた場合は、土の入れ替えの請求。

売買の場合

建物を取り壊して、土地だけを売るときも建物を売るとき同様に半額。

気味が悪いという理由。

❖ 生命保険と住宅ローン

明治時代の商法がそのままである

自死は故意の死である、したがって免責期間は他の死よりも長く設定されている。

住宅ローンの借り換えの場合は、10年支払ってきても新たに書き換えしたときが一年になり、11年目で自死したひとでも生命保険は支払われない、したがって遺族に一括請求。

❖ 健康保険

未遂の場合、故意に傷つけたということで、健康保険の対象にならないことが多い。精神疾患であったことが証明できたら適用される。

❖ 自賠償保険

故意の死であるという理由で適用外とされる。

精神疾患が証明されたら適用。

❖ 自死遺族の担当窓口が精神保健福祉センター

遺族は自死のハイリスク者であり、また多くは精神疾患患者、知識のない低階層の人たちであるという認識で国が決めた。

❖ 保健師が主催している自死遺族の会には面接がある

会に参加できるかどうかを面談で決めている。遺族は精神疾患患者であるという認識。

死別後半年経過してからでないと参加できない。

❖ 遺族同士で連絡をしてはならないという支援者主催の遺族の会

借金をしたり暴れたり、トラブルを起こすからという理由。

❖ 事情聴取

遺体との対面も果たせず長時間にわたり事情聴取を受けたり、何日も何度も事情聴取を受け、まるで殺人者扱い。

❖ 自死イコール借金貧困というイメージ

借金でもあったんですか？と聞く。

❖ 検案料が高い

❖ 家族の愛情が足りない

❖ 血筋と遺伝